

婦人少年局職員室主任殿

監督月報にあらわれた年少労働者の就労状況

自 / 950 年々月 ~ 9 月

労働省婦人少年局年少労働課

5 年少労働一般資料
80-1 no. 5

1. 監督月報にあらわれど年少労働者の就労状況 自/950年7月〜9月

監督実施状況	7月	8月	9月
監督実施監督官数	1530人	1492人	1499人
監督正日数	17372日	17174日	15824日
監督放責総額	2451510円	2208035円	2164105円

7月の監督実施監督官数は昨年以來、実数及び各月現在の環貢後数に對する比率とも漸次減少してゐたが、今月は前月より70人の増で、7月/日現在、監督官環貢数(2507人)に對する出勤率も11%（前月58.8%）ノ2.3%増加してゐる。24年中の出勤率が大体20%前後であつたのに比較すると未モかなり

の地位にある。

監督実施監督官1人/月當りの監督日数は1/4日で前月と同じである。調査を実施した正日数は前月1838日から今月は2544日と706日増加してゐるが、前月に比して大きな差である。

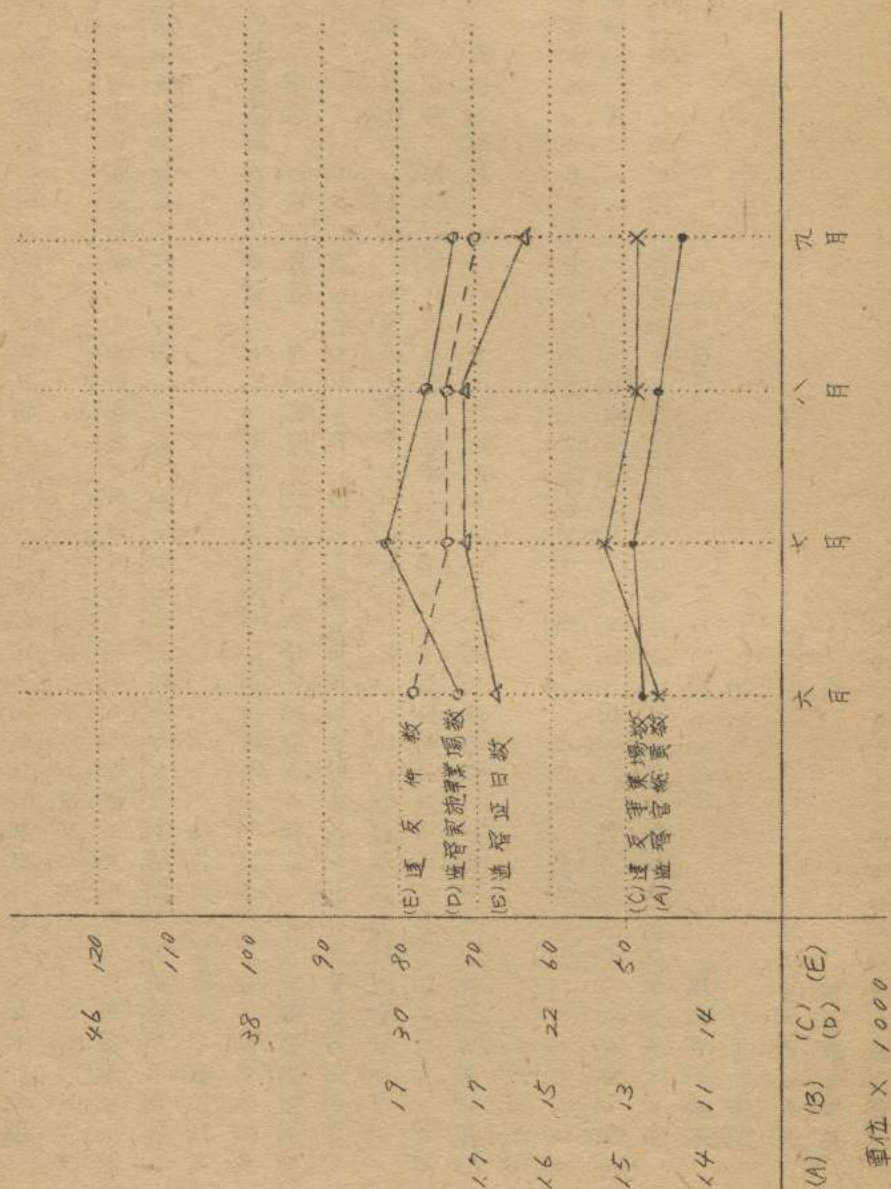
8月の監督実施監督官数は、1492人で前月より38人の減で、8月/日現在、監督官環貢数(2157人)に對する出勤率は59.3%（前月61.1%）で、1.8%減少してゐる。

監督実施監督官1人/月當りの監督日数は1/5日で前月とほぼ同様である。調査を実施した正日数は前月、2544日に對して今月は17372日、7328日と激減してあり調査した事業場数は3222人で前月の6225に比し殆んど半減してゐる。

9月の監督実施監督官数は1497人で前月に比して7人増で9月/日現在監督官環貢数(2509人)に對する出勤率は59.7%（前月59.3%）で0.4%の増率である。監督実施監督官1人當りの監督日数は1/6日で、前月に比し0.9日減少してゐる。

調査を実施した監督日数は2580日で前月17372日に對して808日増加した。調査した事業場数は2587で前月の3342に比し2345増加してゐる。

月別監視状況



ス 監督と実施した事業場数

	7 月	8 月	9 月	10 月
監督実施事業場数	34838	28243	27026	28972
一般監督によるもの	27452	24610	22291	25303
市街に惹く監督によるもの	3386	3633	3029	3668

7月においては監督官数及び監督延日数の若干の増加に伴い、監督実施事業場数は前月より866増加してゐる。

8月においては監督官数及び監督延日数の減少に伴い 監督実施事業場数は前月より2995減少してゐる。

9月においては、前月に比し1217減少してゐる。

(1) 市告件数及び監督実施件数

項目	市告件数	監督実施件数	監督実施率	市街に惹く監督事業場数
7 月	4624	3386	73%	27452
8 月	4856	3633	74%	24610
9 月	3980	3029	76%	22291
計	13460	10048	74%	76029

7月における市街監督によるものは、市告件数4624件(前月4516件)で市告件数100件増加してゐるに拘らず、市街に基いて監督と実施した事業場数は27452に減少してゐる。市告件数に対する市街監督実施事業場の比率は37.2% (前月37.1%) で若干低下してゐる。

8月における市街監督によるものは、市告件数4856件(前月4610件)で2346件増加してゐる。市街に基いて監督と実施した事業場数は24610に減少してゐる。市告件数に対する市街監督実施事業場の比率は

74.8%（前月73.2%）で前月より1.6%増加している。

9月における申告件数に対する申告に基いて追徴を實施した事業場の比率は76.9%（前月74.8%）で前月より2.1%増加している。

申告件数は 3,980件（前月2,866件）前月より1,114件減少した。

(2) 種類別追徴実施事業場数

項目 日別	申告によりなすもの				申告によるもの				計			
	大	中	小	計	大	中	小	計	大	中	小	計
7月	3,129	12,734	11,589	27452	146	1268	1,772	3,386	3,275	14,002	13,561	30838
8月	2,084	10,176	12,350	22610	190	1,252	2,191	3,633	2,274	11,428	14,541	28243
9月	1,904	9,517	12,546	23967	149	1,090	1,820	3059	2,053	10,607	14,366	27026
計	7,117	32,427	36,485	76029	485	3,610	5,983	10078	7,602	36,037	42,468	86107

追徴実施事業場と規模別にみると申告によりなすものは、大規模工場において7.8月より10.4%減少し、9月は9月より1.8%の減少で、中規模において7.8月より9.9%の減少を来しているが、小規模工場においては7.8月より順次増加している。申告によるものは、大規模工場と小規模工場が、8月においては7.8月より増加しているが9月には減少し9月とあまり変わらない状況である。

(3) 業種別追徴実施事業場数

業種 業種別	申告によりなすもの				申告によるもの				計			
	7月	8月	9月	計	7月	8月	9月	計	7月	8月	9月	計
1 工業	20,497	17,541	14,799	52,837	1,869	1,983	1,630	5,482	5,482	5,482	5,482	16,446
2 鉱業	558	548	450	1,556	90	89	108	287	287	287	287	881
3 土木	1,839	1,813	2,177	5,829	474	508	466	1,448	1,448	1,448	1,448	4,344

4	交通	1553	830	603	2786	34	129	117	340	3126
5	貨物取扱	231	287	239	819	25	28	26	39	898
6	農林	215	308	267	790	122	109	84	315	1105
7	畜産水産	163	156	125	444	43	63	52	162	606
8	商業	1352	1329	1523	4254	340	357	288	985	5239
9	金融	267	304	343	914	47	45	38	130	1044
10	眼園演劇	135	284	159	608	27	41	17	85	693
11	通信	5	6	4	15	0	1	0	1	16
12	教育研究	87	84	115	286	23	18	18	59	345
13	保健衛生	154	250	251	685	22	31	29	82	267
14	治安警察	252	294	442	988	94	108	94	276	1264
15	消防焼却	3	20	17	40	3	1	3	11	51
16	官公署	149	146	183	428	20	21	33	34	552
17	その他 其の他の もの	602	558	564	1724	89	101	82	232	1936
	計	27452	24610	22271	74353	3386	3633	3659	10078	44431

3. 監督更施設事業場数を業種別にみると、通算の対数となつた素直は、工業（はち八条、オ一号）国保か圧倒的に多く、全通算事業場の約7割を占め、以下土運（オ三号）国保、商業（オ八号）国保、交通（オ四号）国保、金融（オ二号）国保、娯楽（オ一四号）国保、製材（オ大五）国保、金融（オ九号）の順となっている。

(4) 労働者数

月別	性別	男	女	年少者	計	合計
7月	報告によるもの	91,685	23,309	9,778	124,772	208,693
8月	報告によるもの	142,980	37,158	15,710	195,850	
9月	報告によるもの	95,589	18,897	5,814	120,300	159,524
10月	報告によるもの	110,708	25,933	14,871	149,514	
11月	報告によるもの	82,304	17,057	5,738	110,462	157,349
12月	報告によるもの	112,773	23,236	42,887	146,303	
計		374,928	59,233	20,730	354,941	525,138

4 監督事業場における労働者数

3ヶ月における監督の対象となつた全労働者数は525,138名(男336,533人、女88,605人、年少者35,980人)で、成年労働者189,138人に対する年少者の割合である。

7月における監督実施事業場における労働者数は、208,693人で(前月160,424人)で、申告によるものは、224,122人(前月122,118人)一般監督によるもの195,850人(前月142,980人)と比較すると、申告に基づく監督事業場数の減少に伴い、労働者数も減少している。一般監督においては、大規模事業場、中規模事業場ともに前月より増加し、総数にあり、7月224,122人(前月203,515人)で前月より3,607人の増加に伴って、労働者数も大に増大している。

8月においては、監督事業場数の減少に伴って、労働者数も48,941人と大に減少している。

9月においては、事業場数の減少に伴って、労働者数も僅かに減少している。

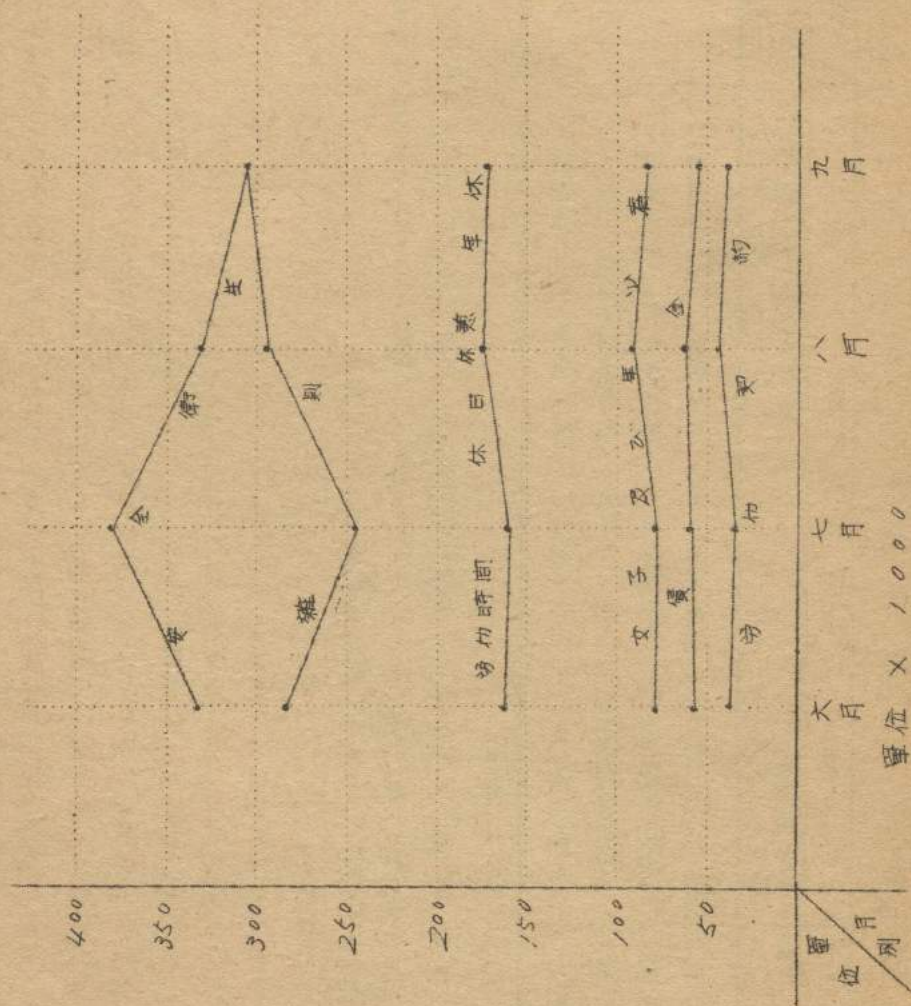
15) 許可可及認定件数

月別	許可		件数		認定		件数
	厚少系 56系	厚少系 12系	計	是道許 の件数	厚少系 可許	厚少系 同保	
7月	1952	95	2047	7649	268	0	698
8月	628	130	758	5431	140	0	655
9月	236	124	360	5053	21	0	672
計	2816	349	3165	18133	429	0	2025

と許可可及認定件数

7月、8月、9月3ヶ月を通じての許可総件数は、18133で456月の約7000件の減りで、年々少く
 同系はミミムと件で、総件数とちいましては減つて反して増加している。7月における56系同保(厚少系就乗)
 の新採用による許可で、7月を境に順次減りしている。

(6) 意別主要遺反件數



單位 X 1000

違反の概要

(1) 違反件数及違反事業場数

月別 百分率	(C) 違反件数	(D) 屋上系関係違反件数	P/C	監督実施事業場数		B/A	C/B	D/B
				違反のあった事業場数	違反のなかった事業場数			
7月	74634	4001	54	10842	12996	539	42	224
8月	74624	4603	62	16641	11602	589	45	227
9月	70925	4272	60	15851	11175	587	45	230
計	220183	12876	58	50334	35773	585	44	256

(2) 違反の件数

7月における違反総件数は、74634件で、その内屋上関係は4001で約5.4%に当り、8月は4.2%に増加し、9月には又6.0%と減少して、その平均は5.8%で、7/8月期より僅かに減少している。違反事業場数は約600増加しているが、そのうち申告監督による違反事業場は300、違反総件数は300件弱、申告による違反件数1337件何れも減少している。違反事業場の逆増事業場に対する比率は5.9%（前月5.9%）で減少を続けている、これは再監督の励行による是正状況の向上と労働双方の法に対する解向上により違反事業場が減少しつつあると見てよいであろう。

一違反事業場当りの違反件数は、全違反事業場平均では42件（前月45件）で0.3件の減である。

一違反事業場当りの屋上系違反件数は204（前月258）で34の減少である。

8月における違反事業場総数は前月に比し120/減少しているが申告監督による違反事業場は237増加している。これを違反件数から見ると、総違反件数は10件減少し、申告監督による違反件数は1337件増加している。違反事業場の逆増実施事業場に対する比率は5.9%（前月5.9%）で、前月に比し1%増加している。一違反事業場当りの違反件数は全違反事業場平均では45件（前月42件）で0.3件の

増加である。

選及事業場に対する採収者関係選及件数の比率は27%（前月22%）で大分増加している。

9月における選及事業場総数は前月1664人に比し179人の減少である。申告監督による選及事業場数は前月3231に比し574減少している。選及件数は前月の選及件数74624件に比し、3699件減少、総選及件数の中、申告監督によるものは前月11466に比し2189減少した。選及事業場数の申告監督事業場に対する比率は58%（前月59%）で前月に比し2%減少した。

一選及事業場当りの選及件数は、全選及事業場平均では44件（前月44件）で大差はない。選及事業場当りの採収者関係選及件数の比率は22%で僅かながら減少している。

(8) 事業場別規模別選及数

	監督事業場総数			選及のおつた事業場数			$\frac{x}{A}$	$\frac{y}{B}$	$\frac{z}{C}$
	大	中	小	大	中	小			
7月	2275	14002	13561	1453	8060	8229	444	526	614
8月	2274	11428	14541	880	6632	9129	387	580	628
9月	2053	10607	14366	660	6006	9185	321	566	639
計	2602	36037	42468	2993	20698	26643	394	574	627

(2) 選及事業場を規模別にみると、大規模を月別にみると、7月においては44%が8月よりは38%と減り、8月には32%と漸減している。中規模、小規模は月別は大差はないが、規模別にみると選及事業場は小規模程多く見られる。

(9) 條文別違反件数

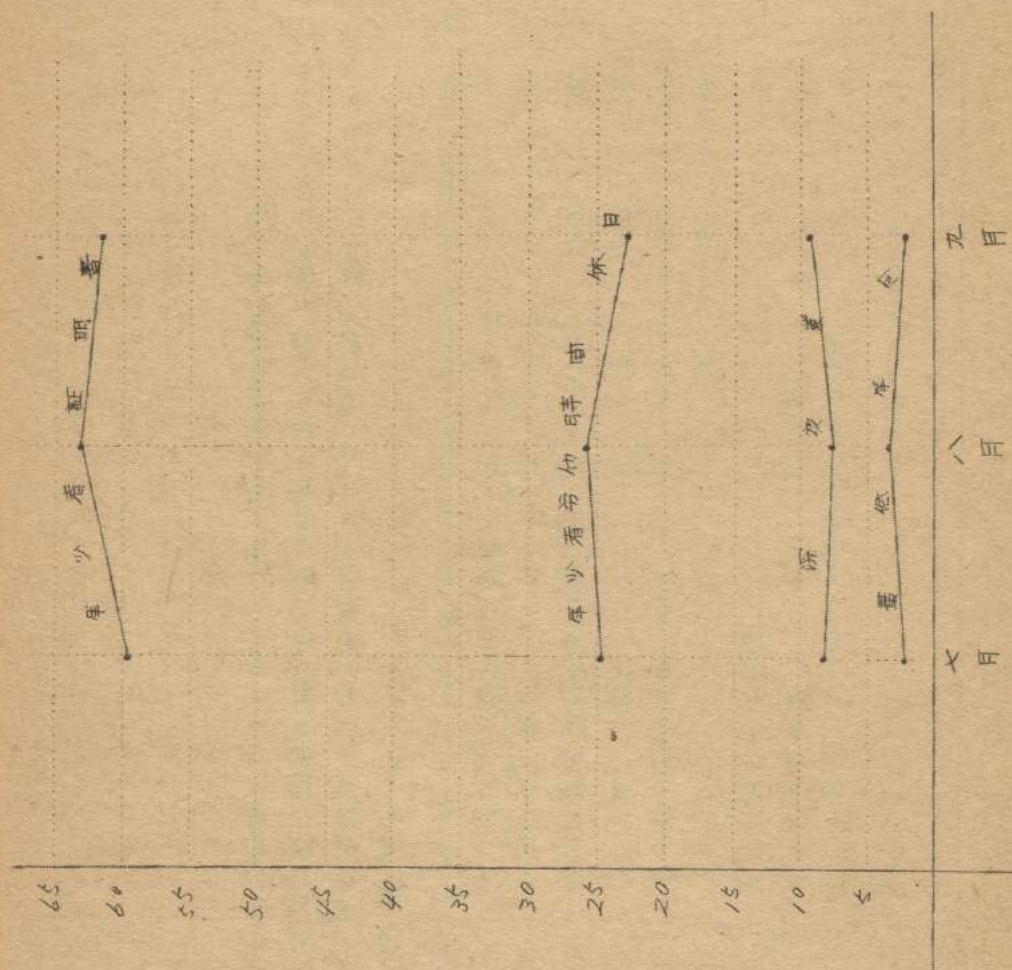
順位	法	條文	7月	8月	9月	計	%
4	56	計	4001	4603	4272	12876	100
1	57	最低賃金	99	162	90	351	27
6	58	年少者の証明書	2389	2771	2629	7789	605
7	59	未成年者の労働契約	30	44	38	112	08
		全上	28	20	29	77	06
2	60	年少者の労働時間、休日	988	1133	973	3094	240
3	62	深夜業	345	344	395	1084	84
5	63	危険有害業務の就業制限	107	114	99	320	24
8	64	市内労働者禁止	14	10	12	36	02
9	68	需給調整	1	5	3	9	006

(3) 條文別違反件数

ヤラ表、労働基準法中、年少者関係のものとして、條文別に表はしたものである。これによると、ほかに7條（年少者の証明書）関係が最も多く違反件数の60.5%を占め、次に多いのはほかに60條（年少者の労働時間、休日労働）関係の24.0で、57條とほぼ同数の間きがある。

数件違反還保関係者少年

(12)



違反とそれに対する措置

局名	違反	事件の概	措置	置
北海道	24	音別炭鉱株式会社音別鉱業所(男50名、女4名、子7名、計63名)は、24年9月頃より賃金の支払が遅れがちとなり、2月24日監督を行つた際、24年9月～10月分の賃金及び11月25日及び30日迄に支払う様戒告し、請書を渡し、本件は24年2月末日に解決した。更に11月分以降25年2月までの賃金が不払となり、これは25年5月16日に支払完了した。然るに25年3月分以降6月分までの賃金35名分2323598円が6月16日32500円支払われたのみで、不払となつてゐることが当鉱業所労組より申告があつたので、9月25日監督を実施し、違反事実を確認した。	社長北原善一郎は更に他の債権に對しても本年10月の降6月まで約ノ々々万円の中償をしてゐることを明かにまつたので、9月28日釧路地検に送致した。	
湘栄川	32 35 61 62	株式会社横濱加藤組(男42名、女5名、子7名、計54名)に對し、23年12月6日監督を行つた際、女子生7名が同僚の違反事実を発見したので、嚴重戒告し、更正する様指示した。ゆゑにも拘らず其の夜、脱走の目的で2重出勤を成し、巧みに次の様な違反事実を陰謀してゐた。 (1) 24年4月25日より25年9月20日迄の間、女子労働者8名に對し、1日1つりて2時間を超え、ことごとく時間25分、1週6時間を超えること、ノミ2時間35分の時、同外労働させ	25年9月19日釧路地検に送致した。	

(2) 上記期間中女子労働者ク名に対し4週間に4日の休日を与えず計49日の休日労働をさせ

(3) スケ年々月20日より、25年3月20日迄の間に庫少者1名に対し1日8時間を超えて計180時間40分の時間外労働をさせていた。

愛知 60
62

株式会社加藤兵三商店(男ノミ8名マノミ4名年々136名計388名の事業主加藤兵三及び同事業場事務加藤兵三郎、同じく人事課長、伊藤三郎郎のミ上3名は天保の上

(1) 25年5月25日より6月20日迄の間加藤兵三外60名に対し1日8時間以上、最高午後8時迄3時間及び最短午後3時30分迄の30分間、最高20面最低1面、並々ノ時間30分の時間外労働をさせ

(2) 25年3月27日より4月20日までの間、年々春加藤兵三に対し、最高午後11時までの長時間、最短午後6時までの1時間の時間外労働をさせ

(3) 25年4月3日、年々春加藤兵三に対し午前8時より午後11時まで、深夜業に使用した。

兵庫 32
34
34
107

西井大郎吉織布工場(男ミ3名、女ミ4名、年々4名計15名)は輸出用絹布の製造を業としていて、何卒の状況上の際外仕事が多く

1 昭和25年5月1日より6月10日まで、この間

23年7月9日及び同年9月11日、ス4年1月26日、同年6月9日、同年7月25日の5回に亘り監督を突絶して違反事項の更正を誓約したと請書を徴したが、25年6月20日午後7時頃監督の結果更に違反を重ぬるため、これを発致したので、名古屋地検へ送致した。

25年7月31日西井大郎吉を被疑者として神戸地検へ送致し、

(1) 男子労働者3名に對し延べ3時間に亘り延べ6時間之

を分

(2) 女子労働者8名に對し延べ10時間に亘り 延べ48時間

間を分

(3) 年少労働者4名に對し延べ12時間に亘り延べ24時間

を分

夫々1日8時間を要して労働させ

る 昭和25年6月1日より6月21日までの間

(1) 男子労働者3名に對し延べ24時間に亘り

(2) 女子労働者8名に對し延べ24時間に亘り

(3) 年少労働者4名に對し延べ24時間に亘り

夫々1日の労働時間かき時間を要するにも拘らず休憩時間

を分与するに止め

3 昭和25年6月1日より6月21日までの間

(1) 男子労働者2名に對し延べ24時間に亘り

(2) 女子労働者8名に對し延べ24時間に亘り

(3) 年少労働者4名に對し延べ24時間に亘り

夫々1日の労働時間かき時間を要するにも拘らず休憩時間

を分与するに止め

4 昭和25年6月1日より6月21日までの間

(1) 男子労働者2名に對し延べ24時間に亘り

(2) 女子労働者8名に對し延べ24時間に亘り

(3) 年少労働者4名に對し延べ24時間に亘り

夫々休日労働せ

5 労働者2名の労働者名簿を調製していかつたものである。

水島

19
35
37
63
67

花岡製粉工場事業主花岡勘助は24年10月頃より常時40名内外の労働者を使用し

(1) 年々高木某を業務上の負担で休業中にも拘らず24年12月16日即解雇し

(2) 24年10月1日より12月1日までの間年々高木に對し計25時間30分の時間外労働をさせ

(3) 上記期間中年々高木某に對し8日の休日労働をさせ
(4) 上記期間中の割増賃金を支払わす

(5) 女子及び年々高木に對し法定制限以上の重量物の取扱業務をさせ

(6) 上記使用期間中業務上の賃金に對する障害・補償を行はず

等の違反を確認した。

佐賀

54
64

大久保然敏(男)名、女3名、年々高木(計11名)は25年1月10日、炭鉱運取労働者の申告があつたので並替を行つた結果、次の現行犯を確認した。

(1) 25年5月以降常態として女子労働者大久保外3名を各月4回乃至5回に亘り坑内に於ける水詰りの排水(水汲み)

24年4月25日及び25年2月25日の2回に亘り並替を実施し隣面とも労働時間及び休日労働の違反を確認され請書をもつて更正を約せしむから 更正せず同様違反の常習と認められたので25年6月1日迄萬世検校支那へ送致した。

25年1月31日佐賀検校へ送致した。

作業に就事させていた。

- (2) 女子労働者大西某は昭和7年9月25日生で昭和8才に満ちない者であるに拘らずその年令を証明する年令証明書
の備付を怠つていた。

東京

24 品川電気株式会社(男6名、女4名、年少者2名、計
10名)は、1年以内労働者に対する賃金は支払目に遅れ
て支払われていたが、申告に基づいて並智を行つた際に違反を
是正するよう屡々警告を絶したにも拘らず、25年6月26
日現在、4月以降3ヶ月分の賃金の25%と、24年中の2
ヶ月分の賃金及び退社金等総額500万円以上の賃金未払の
事実を確認した。

25年8月8日東京地検へ
送致した。

神奈川

- 32 春日繊維工業株式会社(男3名、女6名、年少者17名、
計26名)は、再度の定期並智の際
35 1) 労働者望田某外3名に対し実働時間を超えて計1828
57 時間の時間外労働をさせ
60 2) 労働者山西某外46名に対し計1944日の休日労働させ
62 せ
(3) 年少者の戸籍証明書を備付けず
(4) 年少者松島某外16名に対し計1995時間の超過労働を
させ
(5) 女子年少者34名に対し計866時間の深夜業を行わせて

24年12月23日並智の
際にも同様違反に対して展
正する様、請書を徴し、誓
約したにも拘らず違反を反
覆継続していたので、25
年8月3日横浜地検、横須
賀支部へ送致した。

いた。

和歌山

5
22
60

谷口駿パン所(年ッ者3名)事業主谷口十郎は25年4月/日より、国米某外ス名の年ッ者を雇入れ就労させていたが本年8月/ノ日並督検換の際に、前記年ッ者勿希を深殺業に就勞せしめ、然も累力を用りて、強制就勞せしめていたこととを発見した。

大分

64
121

施林土木株式会社大野川河水統制工事事務所(男27名、女1/8名、年ッ者8名)事業主古谷信天の現場に於いて、25年7月9日午後/ノ時にヤコノ号隧道工事現場に於いて落盤事故が発生し、男勿希8名が死したもので直ちに調査し、他県、および名の中2名は年ッ者であることを確認し、関係者を追究したところ、次の違反事実が判明した。

(1) 現場並督官宮脇正義は25年6月2/日から、7月9日までの間、年ッ者勿希某外ス名を隧道工事の坑内作業にノク日間就勞せしめ、7月9日の落盤事故で、年ッ者ス名を死させた。

(2) 労働保険清算原簿は違反事実を知りながら、必要な禁止の措置を怠った。

(3) 所長古谷信天は使用者として労働正義の違反を禁止する措置の講じ方が不充分であった。

25年7月/4日に服重訓戒し請書を徴してゐるにも拘らず再度の違反である。25年8月24日所長辺区役を送致した。

25年/月5月6月の3回に亘つて注意し、且6月5日並督検換の際には具体的に注意してゐるに拘らず違反したものである。25年8月24日三重区役に送致した。

32 額決清採株式会社(男66名、女37名、年少者22名、計
ノミ66名)は、25年6月1日以降7月28日に至る間、
年少者22名に対して、合計22名の時間外労働を行わ
せ、又女子及び年少者に対しては、合計35時間の休日労働
を行わせた。

63 東北配電(株)新潟営業所(男1名)工務係班長大野吉五郎
は班員10名を振廻監督し、電気工事に関して現場作業上の
権限を有するものであるが、25年7月3日午前9時30分
新潟市内入部線39号の地上附近において、雑務に従事中の
年少者である見習工に発電所に送電すると、3,300ボルト
の電流が流れる状態にあつたノ7号電柱の周囲を切ること
を命じ、感電死をせしめた。

右事業場に対しては、25年7月9日鑑検の際に、同
様を違反事實を確証させ、
いたもので、筆犯悪質と認
め送検準備中である。

25年7月28日新潟地検
に送致した。

